平成２９年（フ）第２７号
茨城県神栖市波崎5083番地
債務者　三角惠美子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第２８号
茨城県神栖市波崎5083番地
債務者　三角　りえ
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第２０１号
静岡県三島市大宮町３丁目14番16号　シェモア303
債務者　富澤美代子
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第７９号
岡山県総社市清音柿木637番地４
債務者　加藤加代子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
長崎県長崎市滑石４丁目２番４－207号
債務者　久松亜希子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７２６号
札幌市白石区菊水元町５条１丁目１番１－503号
債務者　葛西　和江
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８３１号
札幌市東区北27条東17丁目２番10―203号
債務者　岩﨑　尚美（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８４３号
札幌市北区屯田５条３丁目９番22号
債務者　松林　　匠
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９８７号
札幌市北区麻生町１丁目７番20号　麻生ガーデンヒルズ105号
債務者　尾形　賢治
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９９６号
北海道千歳市住吉４丁目５番23号　ウィングコート雅上205号
債務者　工藤　亜美（旧姓佐谷）
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１００６号
札幌市北区新川５条２丁目３番15号　ＲａＲａ新川202号
債務者　菊地加奈恵
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３８号
青森県三戸郡新郷村大字戸来字金ケ沢坂ノ下１番地５　金ケ沢東団地３号棟、旧住所青森県八戸市湊高台１丁目７番１号　ポートヒルズＡ－２
債務者　佐々木貴彦
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１３号
岩手県九戸郡洋野町中野第４地割51番地
債務者　日向きぬ子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第３３号
山形県酒田市新橋２丁目３番地の５
債務者　成澤　　好（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第４１号
福島県会津若松市西栄町１番７号　ニコニコハイツ203、前住所福島県大沼郡昭和村大字小中津川字石仏1800番地の１　昭和福祉会職員住宅６号室
債務者　星　三千年
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第３１７号
さいたま市北区吉野町２丁目178番地12　ハイネス宮原102号室
債務者　井上亜希子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６４１号
埼玉県上尾市今泉１丁目31番地５　パークサイドハイツ101
債務者　金子八千代
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係